

老人保健対象者の方(75歳以上、一定の障害がある方は65歳以上の方)へ 平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります

後期高齢者医療制度では、対象者の皆さんが病気やケガでお医者さんにかかったときの医療費など、これまでの老人保健制度と同様のさまざまな給付サービスが受けられます。



平成20年4月からの医療制度に関する説明会を開きます

期 日 ● 12月26日(水)

時間および会場 ● 午前10時～ 六郷公民館(六郷体育館となり)
午後1時～ ふれあいセンター(千畑南小学校むかい)
午後3時～ 仙南交流センター(仙南公民館となり)
※説明時間は1時間程度です。ご都合のよい時間・会場にお越しください。

内 容 ● ・後期高齢者医療制度について
(老人保健医療制度が変わり、新たに保険料がかかります)
・国民健康保険前期高齢者医療制度について
(65歳以上74歳未満の国保加入者は、国保税が原則年金から天引きされます)

制度の概要

	平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から
制 度 名	老人保健制度	後期高齢者医療制度
対 象 者	75歳以上の方および65歳以上で 一定程度障害のある方	変更ありません
保 険 証	医療機関にかかるとき ・健康保険証(国保、社保など) ・老人医療受給者証	医療機関にかかるとき ・後期高齢者被保険者証 ※現在加入している健康保険から移行します (扶養の方は扶養からはずれません)。
医療費の負担割合	一般の方は 1割負担 現役並み所得の方は 3割負担	変更ありません
受けられる保険給付	療養の給付や入院時の食事代、 高額療養費 など	変更ありません
保 険 料	保険料は世帯ごとに決まり、加入 している健康保険に保険料を納め ます。 ※社会保険の扶養になっていた方 は、保険料負担がありません。	保険料は各都道府県の広域連合ごとに決まり、 一人ひとりが納めます。 ※社会保険の扶養になっていた方は、新たに保 険料を納める必要があります。 【保険料の納め方】 ・年金から天引き(年金額が年額18万円以上の方) ・口座振替など(年金額が18万円未満の方、介護保 険料と後期高齢者保険料を合わせた額が、年金受 給額の2分の1を超える方)
事務手続きの窓口	美郷町役場	変更ありません
運 営 主 体	美郷町	秋田県後期高齢者医療広域連合



役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907
秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎018(838)0610

毎年1月1日は
固定資産税の
課税基準日です

家屋を取り壊した場合には届出が必要です



次のようなことがあった場合には「家屋異動届出書」を提出してください。

- ①住宅、その他の建物の全部または一部の取り壊し
- ②登記されていない建物の売買、相続等による所有者の変更
- ③10㎡程度の小規模の増築・改築

※「家屋異動届出書」は税務課・各庁舎の総合サービス課窓口にて備え付けてありますので、異動の事由が発生した場合、その都度提出してください。

※固定資産税は、毎年1月1日が基準日となっています。年度の途中に土地や家屋の所有者・面積が変更になっても1月1日の所有者・面積で課税されます。

税務課では、土地や家屋の調査のため関係者の敷地内に立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。

 役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2105)

農業所得の収支計算説明会を開きます


平成19年分(平成20年2、3月申告分)の所得税及び町県民税の申告から、農業所得の「簡易計算」は廃止されます。

そのため、これまで「簡易計算」で農業所得を計算していた農家の方々を対象に、収支計算説明会を次のとおり開きますので、ぜひご参加ください。

期 日	時 間	会 場
12月20日(木)	午前10時～午前11時30分	六郷公民館(大ホール)
		仙南交流センター(ホール)
	午後1時30分～午後3時	千畑交流センター(ホール)

※事前の申し込みは必要ありません。



 大曲税務署 ☎0187(62)2192
役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2103)

65歳以上の障害者控除対象者認定書の交付について

所得税及び町県民税の障害者控除については、障害者手帳の交付を受けている方は申告時に手帳を提示することにより控除が受けられますが、障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方でも、ある一定の基準に該当した場合、町が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示することで、障害者控除を受けることができます。

障害者手帳の交付を受けていない方の認定は、介護認定を受けた際の記録などをもとに決定します。

障害者控除対象者認定書の交付を希望する方は、役場(千畑庁舎)福祉保健課で申請してください。

なお、既に身体障害者手帳の交付を受けている方は、その手帳により控除が受けられますので、今回の申請手続きは必要ありません。

 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907(内線2167)